

介護保険は みんなで支えあう制度です

市区町村（保険者）

- 介護保険制度を運営し、サービスの整備を図ります。
- 保険料を徴収し、保険証を交付します。

「地域包括支援センター」

市区町村が運営主体となって、高齢者が自立して生活できるよう
様々な支援を行います。



被保険者

- 保険料を納めます。
- 要支援、要介護認定を受けて、必要なサービスを利用します。
- 利用者負担（利用料の1割。一定以上の所得者は2割または3割。）を、サービス事業者に支払います。

65歳以上の方
(第1号被保険者)



サービスを利用できる
方は

支援や介護が必要と認定された方（どんな病気や怪我が原因で支援や介護が必要になったのかは問われません）

ポイント

◆介護保険は市区町村が主体となり、被保険者、事業者が協力しあって運営する制度です。

サービス事業者

- 指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- 平成18年度から、事業者の指定は更新制（6年程度）となりました。



40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)



サービスを利用できる方は

特定疾病（※）が原因となって、介護が必要であると認定された方（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

※ 特定疾病とは・・・

1. がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗しょう症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症